

# 第30回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月31日(木) 午後1時半から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

## 3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	6番	市川 政一	7番 清水 輝男
	8番	霜鳥 勝範	9番	丸山 光浩	10番 高橋 敏明
	11番	生井 一広	12番	渡邊 春男	13番 内田 芳昭
	14番	丸山 嘉之	15番	竹内 則孝	16番 竹田 賢一
	17番	宮尾 俊一			

## 4. 提出議題

報告第26号	農用地利用集積計画変更届出について
報告第27号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第28号	農地の転用事実確認証明等報告について
報告第29号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第35号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第36号	農用地利用集積計画について

## 5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局次長 大沢光紀 係長 山口 修 主査 竹田 由之

## 6. 会議の概要

事務局 本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。  
それでは、安原会長、お願いします。

会 長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。  
先日、8月の県農業会議常設審議委員会に出席した際に当市の渇水状況について報告させていただきました。現実問題として、40日以上も降水がなく、苦慮している状況であります。まだまだ暑い盛りであり、皆様も大変な思いをされていることと思います。  
そんな中、市農林課では渇水対策として、早急に補助制度で対応いただき、感謝しています。  
私事ですが、昨日から早生の刈り取りを開始したところですが、例年より米粒が白いと感じております。水が入っていても田んぼの中の水温が高い状況であり、これでは仕方ないのかなと思っております。  
これから刈り取りが始まるコンヒカリでも影響があるだろうと思っております。  
本日は総会后、農地パトロールの報告会も予定されておりますので、スムーズな議事進行にご協力願います。  
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第30回妙高市農業委員会総会を開会します。  
最初に議事録署名委員を指名します。14番の丸山嘉之委員、15番の竹内則孝委員、よろしく願います。  
本日の議題は、報告事項が4件、議案が4件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。  
まず、報告事項ですが、  
報告第26号 農用地利用集積計画変更届出について  
報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第28号 農地の転用事実確認証明等報告について  
報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第26号 農用地利用集積計画の変更届出について、です。  
7月に届出がありましたのは1件です。  
内容は賃貸借料の変更です。双方合意により金額を減額するものです。

2ページ、報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。  
7月に届出がありました合意解約は、7件です。  
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、  
1番は、今月の議案第34号に上程されているものです。  
2番から7番の他の人へ賃借されるものにつきましては、先月の総会で利用権設定の議決をいただいたもの、来月以降の総会に上程されるものとなっております。

次に4ページ、報告第28号 農地転用事実確認証明等報告について、です。  
7月につきましては、農地の転用事実に関する法務局からの照会が3件です。  
内容についてですが、いずれも過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。  
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

事務局 次に5ページ、報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。7月の届け出は、相続件数は8件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。  
よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。  
無いようでありますので、報告事項4件については、ご承知いただきたいと思ひます。

次に、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、は6ページをご覧ください。  
今月の許可申請は、4件です。

1番については、申請地は、大字長森地内、登記地目：田が1筆、登記地積：65㎡であります。

ただし、登記地目は田ですが、現況は畑として管理されている農地です。

位置図は、資料No.3 11ページをご覧ください。

譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、農政部会長と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところ  
です。

申請に至った経緯は、申請地に隣接する建物物件を購入することとなり、隣接する農地を取得するべく今回の申請に至ったものです。

建物物件は、今回の申請農地の許可後に、宅地・建物と一緒に所有権移転登記し、9月中に引越しを完了する予定とのことです。

申請者の農業経験は、現在も、申請者が父の所有農地で畑を耕作管理していて、農業機械については、申請者の弟のトラクターで耕うんできるので、その他の作業は、規模も小さいので、夫婦協力して実施するとのことです。

出席委員からは、現在耕作している畑とともに、適切な耕作管理をお願いしたい旨、要望されました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、耕作経験もあり、自宅隣接地で耕作管理しやすい状況になることを確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として8月総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

2番については、申請地は、大字関川地内、登記地目：田が1筆、登記地積：1,785㎡あります。

位置図は、資料No.4 12ページをご覧ください。

譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、農政部会長と担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところ  
です。

申請に至った経緯は、申請地を所有者の許可を得て、今年の水稲栽培を実施していて、正式に手続きを経て、取得するべく今回の申請に至ったものです。

申請者は旅館業を営んでいて、食事に提供できる米を、自分で生産したいという想いがきっかけとなったとのことです。

すべての食事のご飯を提供するには、4,500㎡～5,000㎡の水田が必要なので、今後それに向けて増やしていきたいとのことです。

申請者の農業経験は、妻の実家が信濃町で、これまで十数年主体的に水稲栽培を行っているとのことです。

事務局 農業機械については、知り合いの離農した農家からトラクター以外の必要な機械は譲り受け、トラクターは以前から所有しているので、揃っているとのこと。

出席委員からは、地元杉野沢地区での耕作拡大を図ってほしい旨、要望されました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、耕作経験もあり、稲作に必要な機械もそろっている状況を確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として8月総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

3番については、申請地は、大字両善寺地内、登記地目：田が1筆、登記地積：697㎡、登記地目：畑が2筆、登記地積：134㎡、総合計：田畑3筆、831㎡であります。

ただし、現況は3筆ともに畑として管理されている農地です。

位置図は、資料No.5 13ページをご覧ください。

譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、農政部長と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところ

です。申請に至った経緯は、申請地に隣接する建物物件を申請者名義で購入することとなり、隣接する農地も申請者名義で取得するべく、今回の申請に至ったものです。

今回取得する建物物件はゲストハウスとして改築して使用することと、ゲストハウスで提供するジャガイモ、玉ねぎ、ニンニクなどを栽培していきたいとのこと。

申請者の農業経験は、既に指導していただける地元住民もおり、指導のもと今年から別の農地でジャガイモ、玉ねぎの栽培をしていて、過去にも家族の手伝いをした経験があるとのこと

です。農業機械については、トラクターは近所の方から借りられるし、その他必要な農具もそろっているとのこと。

申請者は、外国籍ではありますが、この1～2年のうちに、申請者の夫が国家資格等を取得し、永住権取得を目指していて、取得後に、妻である申請者も永住資格を取得したい意向であるとのこと。夫は、現在、地元消防団にも所属しているとのこと。

出席委員からは、畑としては広い面積なので、適切な耕作管理と、一日も早く永住権を取得して、農地だけでなく地域を守ってほしい旨、要望されました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、既に地元にも溶け込んでいて、農業指導者もおり、当地に住み続けたい意向を確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として8月総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

4番については、申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：501㎡あります。

位置図は、資料No.6 14ページをご覧ください。

申請地は、これまで譲受人の先代の時代から管理してきた農地で、譲受人は今後も継続して耕作管理していきたい意向と、県外在住で今後も管理できない譲渡人と協議をしたところ、この度、協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、4件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。8月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 2番について説明します。事務局、農地利用最適化推進委員と日程が合いませんでしたが、後日、現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。8月18日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 4番について説明します。2番と同様に事務局、農地利用最適化推進委員と日程が合いませんでしたが、後日、現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第33号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 3番についてお願いします。譲受人はどの立場で日本にいらっしゃる方ですか。

事務局 譲受人は、中長期在留者資格の配偶者であります。また、自宅も購入されておりますし、今後も継続して農業を営む意向をお聞きしています。

委員 同じく3番についてですが、申請人は日本語が堪能なのですか。

事務局 日常生活には支障ないと思われれます。配偶者の方が堪能かと思えます。先ほども説明しましたが申請人の配偶者は地元消防団にも入団するほど、地域に馴染んでいる状況です。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第33号については、許可することに決定しました。

次に、議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は7ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

1番です。申請地は、大字両善寺地内、登記地目：田が1筆、登記地積150㎡です。  
位置図は、資料No.5 13ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われれます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

事務局 申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、住宅の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代が自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上、1件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。8月18日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第34号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 売却先、売却相手は決まっているのでしょうか。

事務局 現時点では決まっていない状態です。

委員 申請人を承知していますが、今回の申請地のほか、自宅周辺にも農地を所有していると思われます。

今回の申請には関係ありませんが、申請地の地域はスキー場にも近く、住宅の不動産の取引も行われており外国人の方も含まれているようです。

日本人外国人問わず、住宅を求められた後、農地を求めることもあるかと思えます。

今後は日本人だけでなく外国人の農業参入も出てくることとなりますので、適切な農地の利用が図られるよう視野に入れて進めて欲しいと思えます。

最後になりますが今回の申請は、売却相手が決まったの手續きなのか、決めるための手續きなのか。聞いておいた方が良くと思います。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、許可することに決定しました。

次に、議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は8ページをご覧ください。

事務局 今月の許可申請は、1件です。

1番についてです。

申請地は、大字関山地内、登記地目：田が1筆、登記地積323㎡、登記地目：畑、登記地積：575㎡、総合計 田畑：2筆、898㎡です。

ただし、現況は2筆ともに畑として管理されている農地です。

位置図は、資料No.7 15ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

申請者は、購入した住宅の隣接地での整備を希望していたもので、隣接する申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を売買により購入し、庭兼冬季堆雪場の整備を希望しています。

補足ですが、譲受人は外国籍の方であり、国外に在住し、職業はシステムエンジニアです。現在は、月に1回程度仕事の関係で来日しているとのことです。

妙高市とのつながり、関係につきましては、10年以上前から妙高にはスキーで訪れていて、いつか妙高の地に別荘をもってスキーを楽しみたいと思っていたとのことで、妙高地域のスキー場にも近い物件を見つけたことから、購入してスキーを楽しみたいとのことです。

不在の期間は、地元の不動産会社が土地建物を管理していくとのことです。

以上、1件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。8月21日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第35号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、許可することに決定しました。

次に、議案第36号 農用地利用集積計画について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページ、農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定2件です。

1番が使用貸借、2番が賃貸借となっております。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経

事務局 営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第36号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第36号 農用地利用集積計画について、を採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は、市長に要請することに決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第30回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年9月29日

議 長

\_\_\_\_\_ 印

妙高市農業委員会署名委員

\_\_\_\_\_ 印

妙高市農業委員会署名委員

\_\_\_\_\_ 印